熊本市下水道管路施設（中央区・東区）における包括的管理業務委託（第26－901号）（水の官民連携レベル3.5）に関する質問への回答

No.	項目	関連資料	質問内容	回答内容	回答日
103	修繕改築・実施方針について	要求水準書6.1(2)、要求水準書7.5.1(3)	要求水準書「6.1(2) 性能発注の原則」等において、日常的設置改修工事業務（公共桝設置、移設、改修工事）は「原則として7.5.1(3)による修繕・改築実施方針を踏まえて、事業者から提案を受けて協議により決定する」旨が記載されております。一方、当該「修繕・改築実施方針」は、7.5.1(3)エに基づき、本委託における点検・調査結果等を踏まえて策定・設定されるものと理解しております。 つきましては、以下の点について貴市の意図および運用の考え方をご教示いただけますでしょうか。 要求水準書6.1～6.4に規定される各種工事は、本委託開始後に策定される「修繕・改築実施方針」が整わなければ着手できない（業務開始直後は緊急対応等を除き着手できない）という理解でよろしいでしょうか。 業務開始直後における具体的な運用手順についてご教示ください。	日常的設置改修工事の要求水準書「6.1(2) 性能発注の原則」内の「修繕・改築実施方針を踏まえて、事業者から提案を受けて、監督職員と事業者との協議により決定するものとする。」は、日常的設置改修工事並びに計画的調査設計業務及び計画的更新工事業務の間で、重複や非効率な投資等が発生しないように記載しています。 日常的設置改修業務の要求水準書6.1～6.4に規定される公共桝設置工事、移設工事、改修工事で、業務開始直後に実施が必要なものは、事業者内（統括管理企業を始め各企業間）で重複や非効率な投資等が発生しないことを十分に確認し、本市と協議の上、速やかに着手してください。	11月20日